## <別紙>

## 処分理由の詳細

内容	関係法令
当社が、船員の労務管理を行う主たる事務所(以下、	船員法第67条第1項
本社)に備え置く労務管理記録簿において、法令で定	船員法施行規則第45条第1項
める労働時間の上限を超えないように修正した虚偽の	第4号
労働時間を記載したこと。	船員法第131条第1項第5号
当社が、本社に備え置く報酬支払簿において、割	船員法第 58 条の 2
増手当の項目に、虚偽の記載をした労務管理記録簿に	船員法施行規則第42条第1
基づく時間外労働時間数で計算された割増手当の額を	項
記載しており、実際の労働時間に基づかない虚偽の割	船員法第131条第1項第5号
増手当額を記載したこと	
当社が、給料その他の報酬の支払いに関する事項につ	船員法第53条第3項
いて、虚偽の時間外労働時間数を記載し、虚偽の時間	船員法施行規則第 40 条の 2 第
外労働時間数に基づく割増手当の額を記載した給与そ	1項第1号
の他の報酬の支払に関する事項を記載した書面を交付	船員法第131条第1項第2号
したこと。	
当社が、令和4年12月、令和5年8月及び9月に少な	船員法第65条の2第3項
くとも4名の船員に労働時間の限度(1日当たり14時	船員法第 130 条
間、又は1週間当たり72時間)を超えて、作業に従事	
させたこと。	
当社が、令和5年8月28日及び9月18日の監査にお	船員法第133条第2項第5
いて、船員労務官からの帳簿書類の提出要請及び質問	
に対し、虚偽の記載をした労務管理記録簿を提出さ	
せ、及び虚偽の申述をさせたこと。	